

自治随想

じちずいそう

Vol. 103

18歳投票権、合区参議院選

— 劇的に選挙を変えるチャンスとなるか —

徳島文理大学総合政策学部(兼総合政策学研究科)教授
徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長



西川 政善

始めに

公職選挙法の改正により、2016年夏の参院選から、投票年齢18歳に引き下げられ、また一票の格差是正策として2つの参院合区選挙(徳島・高知と島根・鳥取)が実施される。受けて総務省、文部科学省も協議の上、18歳向けの選挙副読本を作成し、模擬投票や模擬選挙を精力的に開催する。同時にまた、都道府県や市町村の各地の選挙管理委員会や、明い選挙推進協議会の実働体制も活発に動き出す。

70年振りの大改正

新生日本の第1歩は20歳以上の国民の参政権に始まると言ってもよい。それまでなかった女性の投票権が認められ普通選挙制が確立した。夫を戦地に送り3歳の乳飲み子(私)を抱えた私の母も一票を初めて投じている。この時徳島の地から全国初の女性代議士紅露みつ氏(公職追放中の夫紅露昭代議士の身代わり)が初当選、その後参議院議員に転じて女性国会議員の草分け的な活躍をしている。着物姿で堂々と男勝りの演説を街頭で演説会場で行う姿を自民党県連合会の青年遊説隊としてすぐそばで付き添

った私の記憶は今も鮮明だ。遊説終了後入浴後の浴衣姿で地域の婦人たち、私ども青年遊説員と共に会食しながら気さくに身近な話題を面白おかしく語り合っていたことも忘れられない。今にして思えば女性議員国会進出揺らんの地は徳島であったのだ。一方、20歳で投票権を得た若者はどうであったのか。もちろん意気に感じ自らの未来を自ら切り拓く気合を持って投票した若者も多かったに違いない。私の初投票権行使は大学3年次東京都中央区議選であった。それ以来一度の棄権もないのが自慢であるが、後年立候補者になろうとは思ってもよらなかった。しかし多くの若者たちはどうであったろうか。

私は思う。70年前は20歳からの投票であったため、直近の高校などで民主主義や選挙の意義は教えられても実際に投票のやり方まで踏み込めなかった。当然であるかのように私の高校時代の記憶においても終戦に至るまでの歴史は教わったが、その後の日本国憲法下の民主教育、主権在民、選挙等民主政治の根幹であるといった内容はすり抜けていた。一般社会の授業は終戦まで、まして民主政治の

主権者教育のありよう

仕組み、投票による参政権などはスッポリ抜け落ちていた気がする。こう考えると今回の法改正は20歳と18歳の僅か2歳の違いであるが、対応の仕方によれば日本の民主主義のあり方を根本的に変えられるほどの大改革になり得ると思う。

仕組み、投票による参政権などはスッポリ抜け落ちていた気がする。こう考えると今回の法改正は20歳と18歳の僅か2歳の違いであるが、対応の仕方によれば日本の民主主義のあり方を根本的に変えられるほどの大改革になり得ると思う。

シチズンシップ教育

今回の公選法改正は、日本の民主主義や選挙のあり方を形式的に変えるだけでなく、実質的により高いレベルに引き上げることにつながるチャンスにしなければならぬと思うし、その可能性は十分にある気がする。

私のライフワークとなつた地方自治の視点から考えてみると、わが国の地方自治制度は一人の首長に権限が集中し過ぎないように執行部多元制を採っている。例えば教育委員会は首長が選挙で代わるたびに教育方針が変わるようでは体系だつた教育は難しいとして、独立行政委員会として執行責任を負っている。そのため首長は地域全体を見渡した全体最適の執行体制がとりにくく、また県教委、市町村教委等は文科省の意向に左右されることが多い。戦後、国の経済第一主義政策のもとで工業化を進めるために知識教育・偏差値教育中心の教育体制がとられ、その結果教員や教育の評価はどこに進学・就職させたかで決められ、知識教育優先の教育体系、組織ができ上がった。こうした面も高度経済成長を達成させた意味においては評価しなげばならない。しかし成長社会から成熟社会に大きく変化する今日の状況から考えると、教育のあり方を根本から見直す時期に來ていると思われる。

シップ教育でなかったのかという指摘もできる。

昨今では、文科省でも一方的に教員が生徒に教える教育体系から、アクティブラーニング(能動的な学び)手法を活用して教員と生徒が双方向に学び合うワークショップ形式の教育体系に移行させようとしている。こうした方向を学校・社会の現場においてもしっかりと受け止め、アクティブラーニングを活用してシチズンシップ教育に踏み出して左右からの批判等に対応できる教育体制・教育環境を確立すべきであろう。

こうした過程で起る批判や議論には丁寧に対応し、理不尽と思われることには正しく反論するなどして、いかに表面的なシチズンシップ教育から脱却するかを考えるべきであろう。ここに18歳投票年齢の成否がかかってくる。

民主主義のバージョンアップ

同じく独立行政委員会としての選挙管理委員会の使命も、選挙を管理するというイメージから最も重要な使命である選挙の公平性の確保を大前提に据えたより積極的な取り組みが工夫され実践されるべきであろう。

もちろん公選法に違反すれば厳しいペナルティーが当然科せられることを前提に、「べからず集」から一歩踏み出した公平性を保つ合法的な対応を考えたいものである。今回70年ぶりの公選法改正は、こうした変革の絶好の機会と考えたいものだ。

具体的には、小学校高学年・中学校・高校生の頃から政治や選挙のことに関心を持つ機会を作り、自分の学校のことを教員だけに任せ切るのでなく自分たちも責任を持って主体的・積極的に参加していく、地域や公のことに参加することによって私と公のことを学ぶ習慣を身につけていく、それらを体験する中で政治や選挙を自分ごとと認識していく、こうしたサイクルが代議制民主主義を成熟させていくスタートであり、根本的な民主主義のバージョンアップにつながると考えたい。教育委員会等と選挙管理委員会の協働こそ、18歳投票年齢の実を上げるためのキーポイントと言える。

徳島県の若者向け啓発

①平成27年度では、徳島文理大など4大学と阿南高専で選挙カレッジ、徳島科

学技術高など6高校、小松島中など2校で選挙スクールを実施する。また主権者教育を担当する小・中・高・特別支援学校の教員研修会実施、これに加えて児童・生徒を対象にした出前講座・授業を計38回実施する。さらに大型ショッピングモール等において模擬投票体験事業を行い、特に若者向けのホームページやフェイスブックを活用した啓発、明るい選挙啓発ポスターの募集・展示、総務省作成チラシの配布等を展開した。

②平成28年度では、引き続き若者向けの出前講座等を各市町村選管、明るい選挙推進協議会と県選管が協力しあつて、各学校が創意工夫をこらす主権者教育を支援する。

特に紹介したいのが私の母校小松島高校での全校生による生徒会役員選挙を、選挙の仕組み・選挙関連機材(市選管提供)など本番さながらの投票環境で実施したことである。ごく身近な

日常生活の中での代表者選びを立会演説・投票・開票など全ての作業を自ら行い、国政選挙の手法を採用、昼休み・放課後の運動OK、開票作業に立会人などが体験できたことは素晴



小松島高生徒会役員選挙投票風景(H27. 4. 28)

らしいことである。地元紙にも大きく報道され、他の関係筋にもより周知方が図られるように、GW(4/30～5/2)のシネコンでは、選挙啓発CM(公募の優秀動画作品)を流して周知する。

また、参院選後の秋以降には若者向けのパフォーアッパとして教育委員会、高等教育機関、報道機関等との連携により、若者の投票参加に関する総括、主権者意識の醸成についてシンポジウムを開催し、その後に資したいと思っている。

参院選合区選挙

平成27年7月28日改正公選法成立、8月5日公布、9月5日合区選挙管理委員会に係る改正公選法施行令が施行され、9月10日総務

省及び関係4県(徳島・高知と島根・鳥取各県)打合を経て、10月1日徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会規約公表、5日規約施行、10月9日第1回合同選管を三好市県合同庁舎内で開催、委員長・委員会規定・証票規定などを制定し正式に発足、11月5日改正公選法は施行された。

わが国初の合区選挙の始まりであり、前例のない実施に向けて選任された委員長職を全うしたいと思っている。

年改まって平成28年2月18日徳島県庁において第2回合同選挙管理委員会開催、説明会・立候補受付場所の決定(徳島県庁)・交付物は両県で受領可能などを決定。3月24日第3回合同選管委員会はテレビ会議で行い、選挙運動管理規定の制定などを、同じくテレビ会議で第4回合同選管委員会を開き啓発計画・選挙公報様式などを決定した。

5月18日第5回合同選管委員会の間において、総務省作成による新聞折込チラシ配布(27年3月17日)、シネコンでの選挙啓発CM(合区周知)、県広報誌OUR徳島4月号での合区周知などを行った。